

新型コロナウイルス感染症に関する 保険金・給付金の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する保険金・給付金の取扱いは以下のとおりです。

● 医療保障における給付金の取扱い

(1) 入院給付金の取扱い

新型コロナウイルス感染症により医療機関に入院している場合は、**検査により陽性と判定されたか否かに関わらず、入院給付金のお支払い対象**となります。

また、新型コロナウイルス感染症による入院が必要にも関わらず、医療機関の事情により、**臨時施設、宿泊施設および自宅等にて医師等の管理下で療養している場合には、医師等により証明された期間について入院給付金のお支払い対象**といたします。

(2) 通院給付金の取扱い

新型コロナウイルス感染症の入院に伴い、通院保障期間内に医療機関へ通院した場合は、**通院給付金のお支払い対象**となります。

また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、医療機関への通院に代えて、自宅等で医師による電話診療またはオンライン診療を受けた場合も、通院保障期間内の診療日について**通院給付金のお支払い対象**といたします。

● 死亡保険金、災害死亡保険金等の取扱い

新型コロナウイルス感染症により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、**災害死亡割増特約等の災害死亡保険金・災害高度障害保険金のお支払い対象**といたします。

支払事由の詳細については、当社ホームページおよび当社ホームページから「ご契約のしおり・約款」をご確認ください

請求手続きについて（給付金デジタル請求サービス）



医療保険及び医療特約の入院給付金・通院給付金等のご請求手続きをインターネット上で完結できるサービスです。お手続きがペーパーレス化され、請求書類の郵送によるお取り寄せや返送が不要なため、よりスピーディーに給付金をお受取りいただけます。

給付金デジタル請求サービスは、日常的にインターネットを利用している方にご利用いただいています。また、日中のご連絡が難しい方にも、多くご利用いただいています。

◆ 利用者のメリット

- ① 速やかに給付金を受取れる
- ② 書類を記入・郵送する手間が省ける
- ③ いつでも・どこでも・簡単に手続きできる

◆ ご利用条件

保障	医療保険・医療特約・ケガの保険・ケガの特約・女性疾病特約からの請求
入院期間	◆ 契約日*から入院開始日までの経過年数が2年未満の場合⇒入院日数が10日以内の請求である ◆ 契約日*から入院開始日までの経過年数が2年以上の場合⇒入院日数が30日以内の請求である *契約失効後の復活がある場合は、最後の復活日
手術	右記のいずれかの手術 ① 白内障手術 ② 大腸・結腸ポリープ切除術 ③ 帝王切開術 ④ 胆のう摘出術 ⑤ 流産手術 ⑥ 子宮筋腫手術 ⑦ 鼠径(ソケイ)ヘルニア手術 ⑧ 胃ポリープ切除術 ⑨ 眼瞼(ガンケン)下垂症手術

※より詳しい利用条件は、当社ホームページにてご確認ください。お手元に入院の領収証がないケースなど、請求手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、柔軟に対応します。

※2020年4月1日時点